（別記）

令和７年度宮崎県水田収益力強化ビジョン

１　地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

（１）作物作付の状況（R６年産）

本県の田本地面積は 31,200ha で、直近 10 年間で約 3,400ha が減少している。

水田の利用率は、作物作付の延べ面積が 37,524ha であることから 120%となっており、全国的にも高い水準にある。

作物作付の内訳は、主食用米や加工用米、新規需要米の「水稲」が 60%、水稲以外の「畑作物」が 40%となっており、この割合は直近 10 年間でほぼ変わらずに推移している。

一方で、主食用米の作付面積は約 12,200ha となっており、米価の低迷や担い手の高齢化等の影響により直近の 10 年間で約 5,000ha が減少し、田本地面積に占める割合は 39%にまで減少している。

転換作物については、本県は全国を代表する畜産の主要産地であることから、耕畜連携の強化を図ることで、WCS 用稲を中心とした飼料作物への転換が進んでおり、飼料作物全体の作付面積は約 19,000ha で、作物作付の延べ面積に占める割合は 50%となり、年々増加傾向にある。

また、近年では、県内実需者である酒造メーカーと連携して加工用米の推進に注力してきたことから、現在の加工用米の作付面積は約 2,100ha まで拡大している。

麦・大豆や露地野菜等については、一部の経営体において定着がみられるものの、湿害等の影響を受けやすいことから年々減少傾向にある。

以上のことから、本県の水田における作物作付の状況は、主食用米の減少分が非主食用米（加工用米や新規需要米）に転換されているところが特徴的であり、耕畜連携や農商工連携を反映した「宮崎ならでは」の取組となっている。

しかしながら、令和６年産の主食用米の高騰により、令和７年産は主食用米へ回帰する動きがみられており、加工用米や飼料用米の安定生産・供給体制の維持が懸念されることから今後の動向を注視する必要がある。

なお、作付けが伸び悩んでいる麦・大豆や高収益が期待される露地野菜等については、本県の食料供給基地としての責務や今後の担い手の経営発展等を目指す観点から、土地利用型大規模経営体の育成を図るとともに、既存の転換作物とのバランスを考慮しながら、計画的な拡大を推進する必要がある。

表１　本県の水田における作物作付（延べ面積）の推移

（単位：ha, %）

	水稲						水稲以外					合　計	田本地面　積	水　田利用率
	主食用米	加工用米	新規需要米			小計	麦	大豆	飼料作物	その他	小計			
			飼料用米	WCS用稲	その他稲									
平成26年産	17,158	1,149	168	5,006	77	23,558	121	226	12,032	5,484	17,863	41,421	34,600	119.7
平成31年産	14,431	1,480	431	6,649	73	23,064	173	207	11,798	4,589	16,767	39,831	33,100	120.3
令和 6年産	12,158	2,106	888	7,384	75	22,611	219	219	10,588	3,887	14,913	37,524	31,200	120.3

注①：データの出所は、「田本地面積」は農林水産統計速報都道府県別統計、それ以外は本県の水田情報管理システムの管理データによる。
注②：「水稲以外」の「その他」は、麦、大豆、飼料作物以外の全ての作物作付の面積の合計。

図１　本県の水田における作物作付(延べ面積)の推移

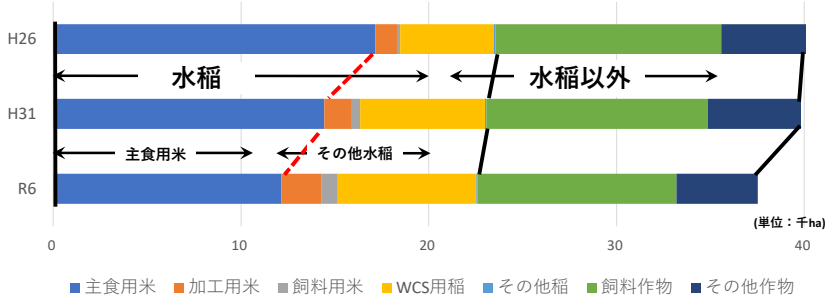

（２）担い手の状況

直近 10 年間の水田農業の担い手の推移をみると、３ha 未満の小規模水稲農家数は著しく減少しているが、３ha 以上の水稲農家数は増加傾向にあり、10ha を超える大規模農家（R６）は、223 戸となっている。

表２．本県の経営規模別水稲農家数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
1ha未満	34,461	32,690	31,200	30,230	29,285	28,220	26,880	25,888	24,588	22,982	21,885
1～3ha	4,044	4,015	4,041	4,001	4,008	3,994	3,973	3,905	3,796	3,673	3,524
3～5ha	540	568	569	600	618	622	629	643	659	651	665
5～10ha	242	259	299	326	315	352	368	380	397	415	452
10ha以上	118	133	149	151	155	156	166	175	186	218	223
水稲農家数	39,405	37,665	36,258	35,308	34,381	33,344	32,016	30,991	29,626	27,939	26,749

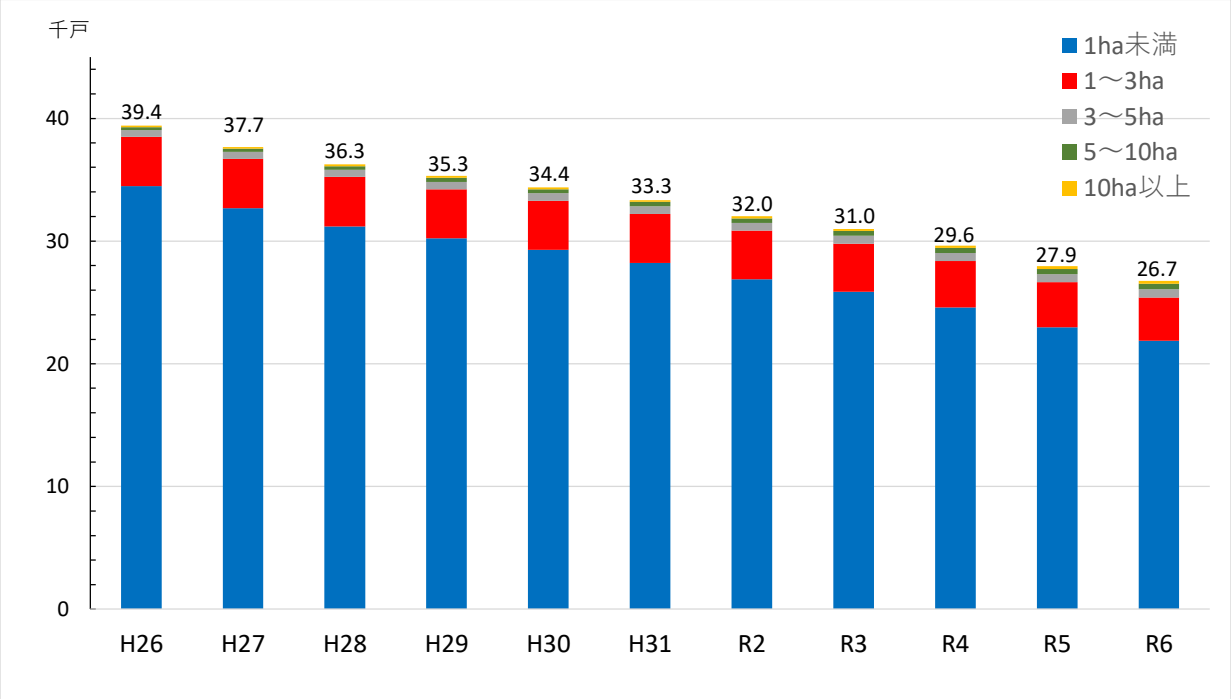

図２．本県の経営規模別水稲農家数の推移

今後の主食用米価格の動向次第では、急激な稲作農家の減少は一時的に緩和されることも予想されるが、生産コストの高騰や高齢化により小規模水稲農家数の減少は確実に進行しているため、持続可能な水田農業の確立に向けて、早急に大規模経営体の確保・育成を図るとともに、大規模経営体の安定経営に向けた各種指導・支援を講じる必要がある。

２　高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本県では、国の米政策や第八次宮崎県農業・農村振興長期計画等を踏まえ、毎年度「宮崎県水田営農対策等実施方針」の見直し・更新を行いながら、以下のとおり、米と米以外の作物を組み合わせた、生産性の高い水田農業経営の確立に取り組んでいる。

（１）適地・適作の推進

本県は、平均気温が高く温暖な気候に恵まれていることから、水田を基盤とした営

農類型は、中小規模の水稲と畜産や施設園芸を組み合わせた複合経営が中心となっている。

平場の湿田地帯や中山間地域等の条件不利地域では、畑作物の生産性が低く、麦・大豆や露地野菜等の生産振興が困難な状況にある。

このため、本県では、水田の遊休農地化の防止や水田機能の維持・管理を推進する観点から、水稲以外の品目の生産が困難な湿田等においては、本県の主要産業である酒造業や畜産業から一定の需要が見込まれる加工用米や新規需要米の安定生産・供給体制の構築に務めるとともに、乾田化しやすい水田においては、多様な水稲の裏作として飼料作物や露地野菜等を組み合わせた二毛作による水田の高度利用を推進する。

（２）収益性・付加価値の向上

高収益が期待される園芸作物のうち、施設園芸については、ハウス内の環境データを収集・蓄積・活用する体制を整備し、生産性の向上を図るとともに、災害に強いハウスの整備や水田を中心に団地化等を図る等の生産基盤の強化に努める。

また、露地園芸については、スマート農業機械の導入支援を図るとともに、加工事業者との連携による生産方式の統一や作業の機械化・分業化に取り組む「耕種版インテグレーション」の推進により、需要が伸びている加工・業務用野菜を中心に産地育成を図る。

麦・大豆については、地域の実需者との連携をとりながら、土地利用型大規模経営体や集落営農組織を中心に、ブロックローテーションのひとつの品目に位置づけて作付推進を図る。

（３）新たな市場・需要の開拓

令和６年度の本県農畜産物輸出額は約 103 億円と過去最高を更新したが、内訳では畜産物が全体の９割を占めており、輸出先国も米国、台湾、香港の上位３国が７割を占めているのが現状である。

コメは輸出障壁が比較的低いため、可処分所得が高まっているアジアを中心に、海外において認知度の高い品種「コシヒカリ」による減農薬特別栽培米など特色のある米の輸出を推進し、販路拡大に努める。

（４）生産・流通コストの低減

近年の農業従事者の高齢化や集落人口の減少等により、水田農業の継続や農業用水等の維持管理に支障をきたす事例が増加していることから、経営所得安定対策や農地中間管理事業をはじめとする担い手・農地関連施策を十分に活用しつつ、本県における水田農業の構造改革を一層推進する。

特に、土地改良区や中山間地域等直接支払、多面的機能支払等の推進母体に加え、公民館組織等既存の地域コミュニティを有効に活用し、水田機能の維持管理に努めるとともに、省力・低コスト化を図るため、大規模経営体を中心として、乾田直播栽培の実証・普及や畦畔除去によるほ場の大区画化等を推進し、スマート農業機械等の導入しやすい生産環境づくりに努める。

さらにスケールメリットによる低コスト化を図るため、集落営農組織や法人経営体、農作業受託組織など多様な担い手による大規模稲作等産地経営体の育成に取り組み、地域ごとに大規模経営体等によるネットワークを設置し、経営体間の相互研鑽を図る仕組みを構築するなど、「担い手の確保・育成と農地の集積・集約化による新たな地域営農システムの構築」に取り組む。

３　畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本県では全国有数の食料基地として、持続可能な魅力ある水田農業を実現するため、需要に応じた主食用米や加工用米、飼料用米等の多様な水稲をバランスよく組み合わせた生産を推進するとともに、地域の特色を生かした地域振興作物の導入による水田の高度利用と高収益化を進め、各地域の水田フル活用を実現させる。

農地については、多様な担い手への集積・集約によるほ場の団地化や大区画化を推進し、生産性・収益性の高い生産基盤への転換を図る。
畑地化については、平野部で加工・業務用途で生産されている野菜・果樹等が生産され、実質的な畑地として運用されている農地を中心に、地域再生協議会と土地改良区等の関係機関が連携し、各種協議に努める。
また、中山間部では、遊休農地化が懸念される地域の水田を対象に、作業環境の悪い傾斜地等の果樹園について「畑地化促進事業」等を活用し水田への移植・改植を推進する。
加えて、水稲を組み入れていない作付体系が数年以上定着している水田や、今後も水稲作の活用予定がない水田については、地域協議会と情報を共有しながら点検を行い、ブロックローテーション体系の見直しや、地域の実情に合わせた畑地化を推進する。
なお、畑地化の推進にあたっては、地域協議会と市町村、農業委員会、土地改良区など関係機関との連携が不可欠であるため、農地や担い手、地域計画などについて、集落ごとに話し合いの場をつくるなど、国の畑地化促進事業の「産地づくり体制構築等支援」を活用して取り組む。

4　作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

テーマ：需要に応じた「商品価値の高い売れる米づくり」の推進

本県が一定の主食用米の作付面積を維持していくためには、生産面において、大規模稲作等専業農家の育成を図りながら、スマート農業技術等の積極的な導入による省力・低コスト栽培技術の普及・拡大を図るとともに、総合的な栽培管理の徹底等により、気候変動等にも左右されない安定生産・供給体制を構築するなど、生産基盤及び体制の再構築に努める。
また、販売面においては、全国に先駆けた新米商戦の核となる「コシヒカリ」の適正ロットの再考や、「ヒノヒカリ」を中心に（一財）日本穀物検定協会が実施する米の食味ランキング「特Ａ」取得等を契機としたブランド米の産地確立に取り組むなど、需要に応じた「商品価値の高い売れる米づくり」に関係機関・団体が一体となって取り組む。
輸出用米では、国の支援等を活用しながら、産地と輸出事業者とのマッチングの取組等を継続し、さらなる販路の開拓と新市場開拓用米の生産体制維持・拡大に取り組む。

［重点推進事項］
- ○　安定した食味・出荷時期を有する新米「コシヒカリ」の銘柄維持
- ○　「特Ａ」取得によるブランド化及び産地拡大に向けた生産技術の普及
- ○　「宮崎米「特Ａ」取得対策会議」を核とする指導体制の強化
- ○　スマート農業技術等の積極的導入による省力・低コスト栽培体系の確立
- ○　生産者の経営判断に資する「作付の目安」の提示

（２）備蓄米

本県では実績がない現状にあるものの、国内産米穀の政府買入れに係る一般競争入札に関する定期的な情報共有を県内集荷業者に対して行い、判断の一助となるように努める。

（３）非主食用米

ア　飼料用米

飼料用米は、輸入飼料価格の高騰等を背景に畜産農家の需要が高まっており、令和６年産は 886ha（前年比 1ha 減）となるなど、「令和９年までに１万トンとする目標」

に沿った生産が進んでいる。しかしながら、主食用米の高騰により、主食用米への回帰が見られることから、令和７年度目標の達成は困難と予想される。
　推奨品種は、令和５年度より本県育成の「ひなたみのり」への切り替えを推進しており、令和６年産は、515ha と全体の 58%の作付けとなった。
　地域では、大規模畜産農家が中心となり、耕種農家との連携のもと、生産～集荷～調整～給与の一連の作業をワンストップで行う「飼料用米生産流通拠点（ハブ）」の体系を推進している。

［重点推進事項］
○　いもち病に強く、早期・普通期で利用できる専用品種「ひなたみのり」の安定多収栽培技術の確立
○　「ひなたみのり」を中心とした専用品種の占有率の向上
○　畜産農家を拠点とした飼料用米専用品種の安定生産・供給体制の構築
○　乾田直播等の省力・低コスト栽培技術の導入・普及
○　耕種農家と畜産農家のマッチングによる地域流通の促進

［令和６年産飼料用米の各流通区分における生産の目安］

区分	販売方式	流通形態	令和6年産の推進の目安
県外流通	ＪＡ全農が生産者から直接買取（県内ＪＡに業務委託）	紙袋・フレコン（玄米）	１８１ha
県内流通	県内集荷団体を通じて飼料メーカー等に販売され、主に県内畜産農家が利用	フレコン（籾）	３２６ha
地域流通	耕種農家と畜産農家のマッチングにより地域の実情に応じ流通	フレコン主体（玄米・籾）	６９３ha
計			１,２００ha

イ　米粉用米
　国産米粉需要は、輸入小麦の高騰等から、令和６年度には過去最高の６万４千トン（対前年比 21%増）となっている。
　県産米粉は、平成 15 年より米粉パンとして主に学校給食に利用され、令和６年度は 33.1 トンの米粉を使用するなどの取組がみられている。
　県内のパン、菓子店等の加工業者において、米粉を原料とした商品開発等も拡大しており、地元産米粉用米の安定生産・供給体制の構築が要望されている。
　また、米消費拡大対策とも連動した米粉用米の需要開拓を図っている。

［重点推進事項］
○　契約数量確保に向けた安定多収栽培技術の確立
○　生産者と加工業者等のマッチング支援
○　加工業者等と連携した米粉商品開発支援やイベント販促での認知度向上活動
○　学校給食会との連携による米粉商品のＰＲ

ウ　新市場開拓用米
　主食用米の新たな販路拡大を図るため、国の支援事業等を活用しながら、産地と輸出事業者とのマッチングや海外市場の需要に応じた商品（減農薬等）づくりの体制構築に努め、輸出の取組を推進する。

エ　WCS 用稲
　繁殖牛や乳用牛などの自給飼料を安定的に確保することは、家畜の飼養衛生管理の上からも大変重要であることから、コントラクター組織等による安定多収技術の確立や適期収穫の励行等を推進しながら、畜産農家の需要に応じた生産を推進する。
　またＷＣＳ用稲専用品種「ミナミユタカ」については、一部の地域でいもち病の

発生が確認されており、病原の拡散・蔓延を防止する適切な防除体系の実施を徹底する。

［重点推進事項］
○　「ミナミユタカ」におけるいもち病防除対策を含めた適切な生産推進
○　需要に基づく適正な範囲での作付推進
○　販売型コントラクターによる広域流通の促進

オ　加工用米

加工用米の生産と利用については、県内の酒造メーカーとの連携により、安定的かつ効率的な生産・流通体制を構築してきたことで、令和３年産では当初目標の１万トンに達したところであるが、令和６年産からは、約１千玄米トンの増産要請を受けていることから、令和７年産については、実需量や新規需要米等の推進のバランスを考慮し、「生産面積の目安」を 2,227ha（前年実績比 271ｈａ増)、生産量を 11,200t として配分する。

しかしながら、主食用米の高騰により、主食用米への回帰が見られることから、令和７年度目標の達成は困難と予想される。

そのため、加工用米の安定生産・供給並びに適正流通の徹底を図る観点から、一般品種から専用品種への転換を誘導するとともに、作付けしたほ場の全収穫量を加工用米として出荷販売する「区分管理方式」による作付けを推進する。

専用品種は早期地帯は「宮崎 52 号」、普通期地帯は「み系 358」を位置付け、より一層の安定多収技術の確立・普及に努めながら安定供給体制を構築する。

［重点推進事項］
○　耐病性、多収性を持った加工用米専用品種への誘導及び安定多収栽培技術の普及
○　「宮崎 52 号」の収量性・耐病性等に加え、穂発芽しにくい後継品種の育成
○　水利用や栽培管理の効率化に向けた団地化及び担い手への農地・作業集積
○　スマート農業技術体系の導入実証による省力、低コスト効果の確認
○　地域拠点施設を中心とした乾燥調製・精米一元体制やフレコン流通の構築

（４）麦、大豆、飼料作物

麦・大豆は、国内産の需要が高く、機械化体系が確立していることから、契約栽培等を中心とした安定生産を推進し、排水対策等の生産性向上の取組を推進する。また主食用米や新規需要米、加工用米等と組み合わせた二毛作を推進する。

飼料作物は WCS 用稲と同様に、繁殖牛や乳牛などの自給飼料を安定的に確保する観点から、二毛作による水田高度利用促進を図りながら、地域ごとの適正な作付面積の範囲内で作付を推進する。

また、耕畜連携の更なる強化による資源循環型の産地づくりは、引き続き重要な課題であることから、加工用米、飼料用米等のわら利用の取組や水田放牧の取組、粗飼料生産水田への堆肥散布（資源循環）の取組を産地交付金で支援する。

（５）そば、なたね

契約栽培等を中心とした安定生産を推進し、排水対策等の生産性向上の取組を推進する。

（６）地力増進作物

地力増進作物を作付けすることで、各地域が推進する後作の高収益作物等の作付けにおける連作障害の回避や地力の回復等の土作りを行い、収益力の向上を図る。

（７）高収益作物

ア　野菜

施設野菜では、耐風性の高いハウスへの更新や環境制御技術の導入による収量向上、高軒高等のハウス整備・団地化により生産性の向上に取り組む。

露地野菜では、省力機械の導入支援や加工業者と連携した加工・業務用野菜の産地づくり、スマート農業技術の導入による生産拡大に取り組む。

イ　果樹

果樹においては、多様な品目の導入推進に加え、施設果樹の収量・品質向上や露地果樹の労働生産性向上に取り組むとともに、加工業務用等の多様なニーズに対応できる産地づくりを進める。

特に中山間地域では、水田の畑地化促進事業の積極的な活用による移植・改植を推進する。

ウ　花き・花木

花き・花木においては、全国１位の生産量を誇るスイートピーの高温対策技術の導入・普及に加え、スマート農業技術の導入による生産性の向上や、新規栽培者の確保に向けた仕組みづくり、輸出やホームユース向け等新たな需要に対応した産地づくりを進める。

５　作物ごとの作付予定面積等　～　８　産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

別紙

５ 作物ごとの作付予定面積等

（単位:ha）

作物等		前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和８年度の作付目標面積等	
			うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米		12,163	0	13,239	0	12,233	0
備蓄米		0	0	0	0	0	0
飼料用米		880	0	787	0	977	0
米粉用米		22	0	19	0	25	0
新市場開拓用米		31	0	8	0	33	0
WCS用稲		7,344	0	6,962	0	7,401	0
加工用米		2,092	742	1,667	613	2,077	728
麦		154	116	167	118	169	138
大豆		201	1	217	9	234	3
飼料作物		10,409	7,447	10,692	7,926	11,630	9,033
	・子実用とうもろこし	1	0	0	0	3	0
そば		138	93	135	98	185	128
なたね		1	1	1	1	1	1
地力増進作物		18	1	19	4	30	3
高収益作物		1,793	186	1,844	205	2,067	208
	・野菜	1,654	182	1,704	203	1,823	201
	・花き・花木	77	3	80	3	107	7
	・果樹	53	0	56	0	117	0
	・その他の高収益作物	11	0	11	0	20	0
その他		16	0	15	0	12	0
	・わら専用稲、薬用作物他	13	0	12	0	12	0
畑地化		108	12	60	0	175	0

６ 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度（Ｒ６実績）	目標値（Ｒ８）
1	加工用米	加工用米 県内供給加算 （基幹・二毛）	加工用米の作付面積 (ha)	2,108	1,986
			加工用米の県内需要充足率 (%)	40.7	50.6
2	加工用米	加工用米 生産性向上加算 （基幹・二毛）	加工用米作付面積 (ha)	2,108	1,986
			加工用米の単収 (kg/10a)	502	600
3	加工用米	加工用米集積加算 （基幹・二毛作）	加工用米作付面積 (ha)	2,108	1,986
			加工用米の単収 (kg/10a)	502	600
4	飼料用米、米粉用米	飼料用米、米粉用米 生産性向上加算 （基幹）	飼料用米作付面積 (ha)	886	1,150
			飼料用米の単収 (kg/10a)	486	650
			米粉用米作付面積 (ha)	21	43
			米粉用米の単収 (kg/10a)	340	500
5	飼料用米	飼料用米 複数年契約 （基幹）	取組面積 (ha)	637	699
6	飼料用米、米粉用米	飼料用米、米粉用米 集積加算 （基幹）	飼料用米作付面積 (ha)	886	1,150
			飼料用米の単収 (kg/10a)	486	650
			米粉用米作付面積 (ha)	21	43
			米粉用米の単収 (kg/10a)	340	500
7	麦、大豆、飼料作物	水田利用率向上加算 （基幹）	作付面積（基幹） (ha)	28,730	28,328
			水田利用率向上（%）	120.3	130
8	麦、大豆、飼料作物	水田利用率向上加算 （二毛）	作付面積（二毛作） (ha)	8,755	10,256
			水田利用率向上 (%)	120.3	130
9	わら専用稲、飼料用米、加工用米、米粉用米、新市場開拓用米	わら利用の取組加算 （耕畜連携・ 基幹・二毛作）	取組面積 (ha)	1,133	1,070
10	飼料作物、粗飼料作物等	水田放牧の取組加算 （耕畜連携・ 基幹・二毛作）	取組面積 (ha)	0	160
11	飼料作物、粗飼料作物等	資源循環の取組加算 （耕畜連携・ 基幹・二毛作）	取組面積 (ha)	2,980	3,050

※　必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
※　目標期間は３年以内としてください。

7　産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：宮崎県

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 （円/10a）	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	加工用米　県内供給加算（基幹）	1	14,000	加工用米	加工用米を利用する県内の実需者へ原料として供給
1	加工用米　県内供給加算（二毛作）	2	14,000	加工用米	加工用米を利用する県内の実需者へ原料として供給
2	加工用米　生産性向上加算（基幹）	1	12,000	加工用米	1を行ったものに限る、低コスト・高品質化技術の取組
2	加工用米　生産性向上加算（二毛作）	2	12,000	加工用米	1を行ったものに限る、低コスト・高品質化技術の取組
3	加工用米　集積加算（基幹）	1	4,000	加工用米	加工用米の面積が100a以上
3	加工用米　集積加算（二毛作）	2	4,000	加工用米	加工用米の面積が100a以上
4	飼料用米、米粉用米　生産性向上加算（基幹）	1	12,000	飼料用米、米粉用米	低コスト・高品質化の技術を実施
5	飼料用米複数年契約（基幹）	1	9,000	飼料用米	生産者と集荷業者の複数年契約（3年以上）の取組
6	飼料用米、米粉用米　集積加算（基幹）	1	4,000	飼料用米、米粉用米	飼料用米・米粉用米の面積が100a以上
7	水田利用率向上加算（基幹）	1	10,000	麦、大豆、飼料作物	対象作物を基幹作として作付けしたほ場に加工用米及び新市場開拓米を二毛作として作付け
8	水田利用率向上加算（二毛作）	2	10,000	麦、大豆、飼料作物	主食用米及び戦略作物を基幹作として作付したほ場に対象作物を二毛作として作付け
9	わら利用の取組加算（耕畜連携・基幹）	1	5,000	わら専用稲、飼料用米、加工用米、米粉用米、新市場開拓用米	対象品目生産ほ場の稲わら利用
9	わら利用の取組加算（耕畜連携・二毛作）	2	5,000	わら専用稲、飼料用米、加工用米、米粉用米、新市場開拓用米	対象品目生産ほ場の稲わら利用
10	水田放牧の取組加算（耕畜連携・基幹）	1	5,000	飼料作物、粗飼料作物等	水田放牧（水田における牛の放牧の取組）
10	水田放牧の取組加算（耕畜連携・二毛作）	2	5,000	飼料作物、粗飼料作物等	水田放牧（水田における牛の放牧の取組）
11	資源循環の取組加算（耕畜連携・基幹）	1	5,000	飼料作物、粗飼料作物等	資源循環（飼料生産水田への堆肥散布の取組）
11	資源循環の取組加算（耕畜連携・二毛作）	2	5,000	飼料作物、粗飼料作物等	資源循環（飼料生産水田への堆肥散布の取組）

※1　二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携）」と記入してください。
　　ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
　　なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。
※2　「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3　産地交付金の活用方法の明細（個票）の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。
※4　産地交付金の活用方法の明細（個票）の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

８ 産地交付金の活用方法の明細

１．都道府県名

宮崎県

２．活用予定額の総括表

（単位：円）

協議会等名	配分枠（A+B）			活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
宮崎県（①）	1,856,349,000	1,856,349,000		1,833,570,000
地域農業再生協議会合計（②）	512,785,000	512,785,000		512,405,387
宮崎中央地域農業再生協議会	90,864,000	90,864,000		90,864,000
綾町農業再生協議会	6,178,000	6,178,000		6,098,400
日南市農業再生協議会	17,333,000	17,333,000		17,314,500
串間市農業再生協議会	47,174,000	47,174,000		47,174,000
都城市農業再生協議会	121,624,000	121,624,000		121,624,000
三股町農業再生協議会	18,071,000	18,071,000		18,040,000
小林市農業再生協議会	28,848,000	28,848,000		28,848,000
えびの市農業再生協議会	23,566,000	23,566,000		23,531,700
高原町農業再生協議会	10,700,000	10,700,000		10,700,000
西都市農業再生協議会	44,487,000	44,487,000		44,487,000
高鍋町農業再生協議会	5,424,000	5,424,000		5,419,300
新富町農業再生協議会	16,453,000	16,453,000		16,430,000
西米良村農業再生協議会	313,000	313,000		225,000
木城町農業再生協議会	4,205,000	4,205,000		4,120,400
尾鈴地域農業再生協議会	36,455,000	36,455,000		36,454,587
延岡市農業再生協議会	11,110,000	11,110,000		11,110,000
日向市農業再生協議会	7,607,000	7,607,000		7,607,000
門川町農業再生協議会	4,037,000	4,037,000		4,036,800
諸塚村農業再生協議会	14,000	14,000		14,000
椎葉農業再生協議会	623,000	623,000		620,300
美郷町農業再生協議会	1,884,000	1,884,000		1,872,100
西臼杵地域農業再生協議会	15,815,000	15,815,000		15,814,300
合計（①＋②）	2,369,134,000	2,369,134,000		2,345,975,387

（注）追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

（参考）国からの配分枠

	配分枠（A+B）		
		当初配分 (A)	追加配分 (B)
国からの配分枠	2,369,134,000	2,369,134,000	

３．活用方法

配分枠

1,856,349,000円

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3																合計② ※5	所要額 ①×② (円)
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物				その他		
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木	果樹	その他の高収益作物			
1	加工用米　県内供給加算（基幹）	1	14,000							100,000										100,000	140,000,000
1	加工用米　県内供給加算（二毛作）	2	14,000							60,000										60,000	84,000,000
2	加工用米　生産性向上加算（基幹）	1	12,000							100,000										100,000	120,000,000
2	加工用米　生産性向上加算（二毛作）	2	12,000							60,000										60,000	72,000,000
3	加工用米　集積加算（基幹）	1	4,000							95,000										95,000	38,000,000
3	加工用米　集積加算（二毛作）	2	4,000							55,000										55,000	22,000,000
4	飼料用米、米粉用米　生産性向上加算（基幹）	1	12,000				1,500	76,500												78,000	93,600,000
5	飼料用米複数年契約（基幹）	1	9,000					63,700												63,700	57,330,000
6	飼料用米、米粉用米　集積加算（基幹）	1	4,000				1,600	70,000												71,600	28,640,000
7	水田利用率向上加算（基幹）	1	10,000			150,000														150,000	150,000,000
8	水田利用率向上加算（二毛作）	2	10,000	12,000	900	800,000														812,900	812,900,000
9	わら利用の取組加算（耕畜連携・基幹）	1	5,000				800	31,000		64,000	400									96,200	48,100,000
9	わら利用の取組加算（耕畜連携・二毛作）	2	5,000							24,000										24,000	12,000,000
10	水田放牧の取組加算（耕畜連携・基幹）	1	5,000			5,000														5,000	2,500,000
10	水田放牧の取組加算（耕畜連携・二毛作）	2	5,000			5,000														5,000	2,500,000
11	資源循環の取組加算（耕畜連携・基幹）	1	5,000			68,000		20,000	20,000											108,000	54,000,000
11	資源循環の取組加算（耕畜連携・二毛作）	2	5,000			192,000														192,000	96,000,000
合計（基幹）※4			実面積			150,000	1,600	76,500	20,000	100,000	400									348,500	1,833,570,000
合計（二毛作）※4			実面積	12,000	900	800,000				60,000										872,900	

※1　二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携）」と記入してください。
　ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
　　なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。
※2　「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3　「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。
※4　「合計（基幹）の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計（二毛作）の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。
　また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。
※5　②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。
※6　所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。
（注）使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細（個票）」を添付してください。

※7　支援年限を記入してください。（支援期間の最終年度を「令和〇年度」と記入し、ない場合は「なし」と記入してください。）

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

○　追加配分を受けた場合次のとおり調整する。
　以下の順に当初単価から1,000円ずつ増額する。増額した際に交付金が不足する場合は、次の番号に移り増額を試みる。
①整理番号1（加工用米県内供給加算・基幹、二毛）
②整理番号4（飼料用米、米粉用米生産性向上加算）

余剰がある場合、必要に応じ各地域再生協へ再配分を行う。地域設定分については、それぞれの地域協議会で定めた調整方法により調整を行う。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

○　所要額が配分枠を超過した場合、次のとおり調整する。
①整理番号7（水田利用率向上加算・基幹）
②整理番号8（水田利用率向上加算・二毛）
③整理番号10（水田放牧の取組加算・基幹、二毛）
④整理番号9（わら利用の取組加算・基幹、二毛）
⑤整理番号11（耕畜連携の取組加算・基幹、二毛）

調整の結果、余剰がある場合、必要に応じ各地域再生協へ再配分を行う。地域設定分については、それぞれの地域協議会で定めた調整方法により調整を行う。

6. 高収益作物について

該当なし

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名（野菜、花き・花木、果樹除く）を記載してください。
注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4">宮崎県</td><td>整理番号</td><td>1</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6">加工用米　県内供給加算（基幹・二毛作）</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6">加工用米</td></tr>
<tr><td>単　　価</td><td colspan="6">１４，０００円／１０ａ（上限単価：３３，０００円／１０ａ）</td></tr>
<tr><td>課　　題</td><td colspan="6">本県は、有数の焼酎生産県であり、地元の焼酎メーカーが県内産加工用米の安定供給を求めていることから、県内産供給率３４．４％（10,000ｔ）以上を維持し、生産性向上や効率的な生産体制の確立を推進するとともに確実な県内実需への供給を支援する必要がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">目　　標</td><td colspan="2"></td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">加工用米作付面積（ｈａ）</td><td>目標</td><td>1,940</td><td>1,979</td><td>1,982</td><td>1,986</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>1,975</td><td>2,108</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">加工用米の県内需要充足率（%）</td><td>目標</td><td>34.0</td><td>48.8</td><td>49.7</td><td>50.6</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>58.1</td><td>40.7</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">加工用米の県内実需者に対する安定供給に向けた取組に対して助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6">○　交付対象者
・　経営所得安定対策等による加工用米の助成対象者。
○　交付対象農地
・　戦略作物助成対象水田で加工用米を作付けた水田（基幹作物、二毛作は問わない）。
○　要件等
・　加工用米を利用する県内の実需者へ原料として供給。
・　県内集荷業者・実需者との契約のうえ、計画的な作付を行っている者に限る。
○　交付対象面積
・　加工用米の交付対象面積。
・　同一圃場において、対象作物が２回以上作付された場合は１回限りの交付とする。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="6">○　交付対象者
・　交付申請書及び営農計画書において、加工用米助成対象者であることを確認する。
○　交付対象農地
・　水田台帳により水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることを確認する。
○　要件等
・　生産量は加工用米の取組計画等により確認する。
・　県内の実需者への供給量については、集荷団体と県内実需者との契約書で確認する。
・　作付面積は、昨年度及び今年度の作付者毎の加工用米作付け面積（基幹、二毛の合計）を水田情報より集計し確認する。
○　交付対象面積
・　営農計画書で確認する。</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="6">・　県内需要充足率は、本県焼酎メーカーの需要量（加工用かんしょ消費量から推計）に対する、県産加工用米の供給率。
・　作付面積は作付者毎の該当取組の取組面積（基幹・二毛の合計）を水田情報より集計し確認する。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">・　助成面積については、基幹作及び二毛作の対象水田を１筆毎に㎡単位で合計し、その１ａ未満を切り捨てとする。
・　この支援は原則として令和９年度までの設定とする。</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※　令和７年度から新規に設定した目標については、令和５～６年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="5">宮崎県</td><td>整理番号</td><td>2</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="7">加工用米　生産性向上加算（基幹・二毛作）</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="7">加工用米</td></tr>
<tr><td>単　　価</td><td colspan="7">１２，０００円／１０ａ</td></tr>
<tr><td>課　　題</td><td colspan="7">本県は、有数の焼酎生産県であり、地元の焼酎メーカーが県内産加工用米の供給量拡大と安定供給を求めていることから、県内産供給量 10,000ｔからの増産を図り、11,000ｔ以上の供給維持を目指している。
このため、生産集団の組織化や低コスト・高品質化技術を推進し、生産性向上による単収向上を図る必要がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">目　　標</td><td colspan="2"></td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td colspan="2">令和８年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">加工用米作付面積
（ｈａ）</td><td>目標</td><td>1,940</td><td>1,979</td><td>1,982</td><td colspan="2">1,986</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>1,975</td><td>2,108</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">加工用米の単収
(kg/10a)</td><td>目標</td><td>525</td><td>600</td><td>600</td><td colspan="2">600</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>536</td><td>502</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="7">加工用米の生産性向上に向けた取組に対して助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="7">○　交付対象者
・　経営所得安定対策等による加工用米の助成対象者。
○　交付対象農地
・　産地交付金助成対象水田で加工用米を作付けた水田（基幹作、二毛作いずれも可）。
○　要件等
・　集荷業者または認定方針作成者単位等で地域の加工用米の生産集団を組織し、その構成員として継続性のある生産者として位置づけられていること。
・　または、低コスト・高品質化技術を２ポイント以上実施（別紙１参照）。
○　交付対象面積
・　基幹または二毛作の加工用米の交付対象面積。
・　同一圃場において、対象作物が２回以上作付された場合は１回限りの交付とする。</td></tr>
<tr><td>取組の
確認方法</td><td colspan="7">○　交付対象者
・　経営所得安定対策等交付金交付申請書及び営農計画書において、加工用米の助成対象者であることで確認する。
○　交付対象農地
・　産地交付金助成対象水田であることで確認する。
○　要件等
・　構成員である生産者の確認は、集荷業者または認定方針作成者単位等で組織する地域の加工用米の生産集団の規約等にて確認する。
・　技術の取組確認は、購入伝票及び作業日誌で確認する。
○　交付対象面積
・　営農計画書で確認する。</td></tr>
<tr><td>成果等の
確認方法</td><td colspan="7">・　作付面積は作付者毎の基幹、二毛の合計を水田情報より集計し確認する。
・　単収は取組認定面積に対する集出荷実績量で算出する。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7">・　助成面積については、基幹作及び二毛作の対象水田を１筆毎に㎡単位で合計し、その１ａ未満を切り捨てとする。
・　この支援は原則として令和９年度までの設定とする。</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※　令和７年度から新規に設定した目標については、令和５～６年度の目標の記載は不要です。

（別紙1）

加工用米の生産性向上の取組

1　加工用米生産集団の組織化	集荷業者または認定方針作成者単位等で持続性のある地域の加工用米生産集団を組織し、その構成員は、各地域における人・農地プランまたは地域計画に位置づけられた、又は、今後位置づけられることが確実な担い手農業者であること。

または

2　低コスト・高品質化技術の実施　　低コスト・高品質化の技術で2ポイント以上を実施。

No	技術名	ポイント	具体的内容
1	直播栽培	2	栽培基準に則した適正な生産・管理を行うこと。
2	疎植栽培	2	本県の疎植栽培の基準は次のとおり 早期地帯　20～22株/㎡ 普通期平場地帯　13～15株/㎡ 普通期山間部　15～17株/㎡ ※実施する栽植密度が上記の基準以下の場合でも、地域の基準単収並みの収量を確保することを証明できれば、技術要件を満たすこととする。
3	不耕起田植え技術	2	
4	高度施肥管理	2	「側条施肥」：田植え作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する技術
		2	「たい肥の導入」：たい肥を投入し、たい肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行い、化学肥料の施肥量を地域の慣行基準から1割以上低減する技術（たい肥とは、わら、もみがら、樹皮、動物の排泄物その他の動植物の有機物質をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの）
5	多収品種の導入	1	「さきひかり」、「夏の笑み」、「まいひかり」、「ミズホチカラ」 「み系358」「宮崎52号」、「北陸193号」、「ふくのこ」 「ひなたみのり」
6	実需者が推奨する品種	1	「コシヒカリ」「ヒノヒカリ」「おてんとそだち」
7	共同施設・機械の稼働率向上の低コスト化及び品質向上	1	田植機・収穫機の共同利用による稼働率向上・低コスト化
		1	籾すり乾燥施設の共同利用による稼働率向上・低コスト化
		1	無人ヘリコプターやドローンの導入による共同・一斉防除
8	農薬資材の効率的使用	1	田植え同時箱施薬機による箱施薬の省力化・効率化
9	立ち毛乾燥による籾水分の低減	1	成熟期から5日以上遅れた収穫により乾燥調整施設利用のコストを削減
10	主食用米との混入防止対策	1	主食用水稲との作業時期をずらし作業時間及び労力を分散化 播種、移植、収穫、加工管理において主食用水稲と区別した栽培を行い、混入防止対策を実施 また、栽培過程において専用機械の利用、施設機械の徹底した清掃を実施等
11	ケイ酸質資材の使用	2	土壌診断を行った結果によりケイ酸質資材を施与し、健全稲体の育成による収量向上に努める。
		1	地域基準等で推奨される使用量でケイ酸質資材を施与し、健全稲体の育成による収量向上に努める。（土壌診断による施与との重複カウントはしない）。
12	高密度育苗	1	苗箱1箱当たり乾籾で250g程度をは種 1箱当たりの播種量を多くすることで移植に用いる苗箱数を削減する。

※　No9及び10について、主食用米との一括管理においては該当しない

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="5">宮崎県</td><td>整理番号</td><td>3</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="7">加工用米　集積加算（基幹・二毛作）</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="7">加工用米</td></tr>
<tr><td>単　　価</td><td colspan="7">４，０００円／１０ａ</td></tr>
<tr><td>課　　題</td><td colspan="7">本県は、有数の焼酎生産県であり、地元の焼酎メーカーが県内産加工用米の安定供給を求めていることから、安定生産実現のための効率的な生産体制の確立が課題となっている。
このため、加工用米を大規模作付し、管理効率向上による収量向上を図る必要がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">目　　標</td><td colspan="2"></td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">加工用米作付面積
（ｈａ）</td><td>目標</td><td>1,940</td><td>1,979</td><td>1,982</td><td>1,986</td><td></td></tr>
<tr><td>実績</td><td>1,975</td><td>2,108</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">加工用米の単収
(kg/10a)</td><td>目標</td><td>525</td><td>600</td><td>600</td><td>600</td><td></td></tr>
<tr><td>実績</td><td>536</td><td>502</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="7">戦略作物の生産性の向上及び低コスト化の取組支援として、加工用米の作付け集積に対して助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="7">○　交付対象者
・　産地交付金（整理番号１）による加工用米の助成対象者。
○　交付対象農地
・　産地交付金（整理番号１）による加工用米の助成対象水田かつ集積要件を満たす農地。
○　要件等
・　上記交付対象者が作付けする加工用米の面積が１００a以上。
○　交付対象面積
・　上記の交付要件を満たす加工用米の作付面積。
・　同一圃場において、対象作物が２回以上作付された場合は１回限りの交付とする。</td></tr>
<tr><td>取組の
確認方法</td><td colspan="7">○　交付対象者
・　経営所得安定対策等交付金交付申請書及び営農計画書で確認する。
○　交付対象農地
・　産地交付金（水田活用の直接支払交付金）による飼料用米加算の助成対象であるかを確認した上で、集積要件については、営農計画書などで確認を行う。
○　交付対象面積
・　営農計画書で確認する。</td></tr>
<tr><td>成果等の
確認方法</td><td colspan="7">・作付面積は作付者毎の加工用米作付け面積（基幹、二毛の合計）を水田情報より集計し確認する。
・単収は取組面積に対する集出荷実績量で算出する。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7">・　助成面積については、基幹作及び二毛作の対象水田を１筆毎に㎡単位で合計し、その１ａ未満を切り捨てとする。
・　この支援は原則として令和９年度までの設定とする。</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※　令和７年度から新規に設定した目標については、令和５～６年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	宮崎県	整理番号	4
使途名	飼料用米・米粉用米　生産性向上加算（基幹）		
対象作物	飼料用米、米粉用米		
単　　価	１２，０００円／１０ａ（上限単価：３１，０００円／１０ａ）		
課　　題	畜産県である本県は飼料用米の需要が高い一方で、単収が低く十分な収量が得られていない。このため、生産集団の組織化や低コスト・高品質化技術を推進し、生産性の向上による単収の向上を図る必要がある。 米粉用米について、米粉の需要が高まる中、我が国の農業や米のＰＲにもつながる県内学校給食会での活用量を確実に確保する必要がある。 このため、生産集団の組織化や低コスト・高品質化技術を推進し、生産性向上による単収向上を図る必要がある。		

目　　標

		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
飼料用米作付面積（ｈａ）	目標	500	975	1062	1150
	実績	887	886		
飼料用米の単収（kg/10a）	目標	600	650	650	650
	実績	524	486		
米粉用米作付面積（ｈａ）	目標	27	32	38	43
	実績	22	21		
米粉用米の単収（kg/10a）	目標	500	500	500	500
	実績	387	340		

内　　容	飼料用米及び米粉用米の生産性向上に向けた取組に対して助成する。
具体的要件	○　交付対象者 ・　経営所得安定対策等による飼料用米または米粉用米の助成対象者。 ○　交付対象農地 ・　産地交付金助成対象水田で飼料用米または米粉用米を作付けた水田（基幹作）。 ○　要件等 ・　集荷業者または認定方針作成者単位等で地域の飼料用米及び米粉用米の生産集団を組織し、その構成員として継続性のある生産者として位置づけられていること。 ・　または、低コスト・高品質化技術を２ポイント以上実施（別紙１参照）。 ○　交付対象面積 ・　基幹作における飼料用米または米粉用米の交付対象面積。 ・　同一圃場において、対象作物が２回以上作付された場合は１回限りの交付とする。
取組の確認方法	○　交付対象者 ・　経営所得安定対策等交付金交付申請書及び営農計画書において、飼料用米及び米粉用米の助成対象者であることで確認する。 ○　交付対象農地 ・　産地交付金助成対象水田であることで確認する。 ○　要件等 ・　構成員である生産者の確認は、集荷業者または認定方針作成者単位等で組織する地域の飼料用米及び米粉用米の生産集団の規約等にて確認する。 ・　技術の取組確認は、購入伝票及び作業日誌で確認する。 ○　交付対象面積 ・　営農計画書で確認する。
成果等の確認方法	・　作付面積は作付者毎の基幹の面積を水田情報より集計し確認する。 ・　単収は取組認定面積に対する集出荷実績量で算出する。
備考	・　助成面積については、基幹作の対象水田を１筆毎に㎡単位で合計し、その１ａ未満を切り捨てとする。 ・　この支援は原則として令和９年度までの設定とする。

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※　令和７年度から新規に設定した目標については、令和５～６年度の目標の記載は不要です。

（別紙2）

飼料用米、米粉用米の生産性向上の取組

1　飼料用米生産集団の組織化	集荷業者または認定方針作成者単位等で持続性のある地域の飼料用米及び米粉用米生産集団を組織し、その構成員は、各地域における人・農地プランまたは地域計画に位置づけられた、又は、今後位置づけられることが確実な担い手農業者であること。
または	
2　低コスト・高品質化技術の実施	低コスト・高品質化の技術で2ポイント以上を実施。

No	技術名	ポイント	具体的内容
1	直播栽培	2	栽培基準に則した適正な生産・管理を行うこと。
2	疎植栽培	2	本県の疎植栽培の基準は次のとおり 早期地帯　20～22株/㎡ 普通期平場地帯　13～15株/㎡ 普通期山間部　15～17株/㎡ ※実施する栽植密度が上記の基準以下の場合でも、地域の基準単収並みの収量を確保することを証明できれば、技術要件を満たすこととする。
3	不耕起田植え技術	2	
4	高度施肥管理	2	「側条施肥」：田植え作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する技術
		2	「たい肥の導入」：たい肥を投入し、たい肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行い、化学肥料の施肥量を地域の慣行基準から1割以上低減する技術（たい肥とは、わら、もみがら、樹皮、動物の排泄物その他の動植物の有機物質をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの）
5	多収品種の導入	1	「モミロマン」「ホシアオバ」「ミズホチカラ」「モグモグあおば」「もちだわら」「オオナリ」「べこごのみ」「みなちから」「モグモグあおば」「夢あおば」「笑みたわわ」「北陸193号」「ひなたみのり」
6	実需者が推奨する品種	1	「コシヒカリ」「ヒノヒカリ」「夏の笑み」「おてんとそだち」「にこまる」「まいひかり」「タチアオバ」
7	共同施設・機械の稼働率向上の低コスト化及び品質向上	1	田植機・収穫機の共同利用による稼働率向上・低コスト化
		1	籾すり乾燥施設の共同利用による稼働率向上・低コスト化
		1	無人ヘリコプターやドローンの導入による共同・一斉防除
8	農薬資材の効率的使用	1	田植え同時箱施薬機による箱施薬の省力化・効率化
9	立ち毛乾燥による籾水分の低減	1	成熟期から5日以上遅れた収穫により乾燥調整施設利用のコストを削減
10	主食用米との混入防止対策	1	主食用水稲との作業時期をずらし作業時間及び労力を分散化 播種、移植、収穫、加工管理において主食用水稲と区別した栽培を行い、混入防止対策を実施 また、栽培過程において専用機械の利用、施設機械の徹底した清掃を実施等
11	ケイ酸質資材の使用	2 1	土壌診断を行った結果によりケイ酸質資材を施与し、健全稲体の育成による収量向上に努める。 地域基準等で推奨される使用量でケイ酸質資材を施与し、健全稲体の育成による収量向上に努める。（土壌診断による施与との重複カウントはしない）。
12	高密度育苗	1	苗箱1箱当たり乾籾で250g程度をは種 1箱当たりの播種量を多くすることで移植に用いる苗箱数を削減する。

※　No9及び10について、主食用米との一括管理においては該当しない

（別紙3）

飼料用米複数年契約について

1　交付対象となる取組
　本事業は、基幹作で飼料用米を作付けする交付対象水田において以下の取組を行った場合に、交付対象とします。

2　取組内容
（1）契約年数

3年以上。
ただし、次年度以降の当使途の設定については、予算の状況に応じて判断。
（次年度以降の助成内容を保証するものではない）

（2）契約主体
生産者と集荷業者

（3）契約の確認書類
〇生産者が集出荷業者（JA等へ販売委託する場合）へ出荷する場合
生産者と集出荷業者との覚書
なお、覚書には以下の内容が規定されていること。
・各年産米の契約数量（面積、数量（玄米））
・出荷期限
（その他、契約不履行に対する違約条項等については任意記載とする）

〇自家利用の場合（地域流通：生産者から畜産農家への出荷分含む）
需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙様式第４－１号（取組概要において、複数年契約に取り組む旨を記載すること）

※販売については、経営所得安定対策等実施要綱様式第１１－２号により確認を行う。

（4）契約要件

各年産米の契約数量については、複数年契約の期間内において維持又は増加するものであること。
契約2年目以降の助成については、前年度の助成対象面積を上限とする。（生産者側の都合による契約不履行があった場合、不履行分の面積については、契約残年においても助成対象としない）
また、3年以上継続する契約数量を取組対象面積で除した値が地域の合理的な単収以上になるものとする。

（5）交付金の返還等

契約の不履行があった場合は、原則として、当年産の助成は行わないこととするほか、その理由等によっては、過年度分の交付額の返還を求めるものとする。
生産者側の都合について判断に迷う場合は、県等と協議を行うこととする。

（6）その他（県外流通の取扱について）

県内流通及び地域流通の取組を推進する観点から、R6年度以降の県外流通（全農スキーム等）に係る複数年契約加算については、R5年度の面積を取組の上限とする。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4">宮崎県</td><td>整理番号</td><td>5</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6">飼料用米複数年契約（基幹）</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6">飼料用米</td></tr>
<tr><td>単　　価</td><td colspan="6">９，０００円／１０a</td></tr>
<tr><td>課　　題</td><td colspan="6">畜産業が盛んな本県では飼料用米の需要が高いため、飼料用米の生産性向上や大規模化等を支援することで安定生産を目指しているが十分な供給量を確保できていない。このため、現在の作付面積を維持、拡大していくことが必要である。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　　標</td><td colspan="2"></td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組面積
（ha）</td><td>目標</td><td>792</td><td>647</td><td>673</td><td>699</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>617</td><td>637</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">飼料用米を複数年安定して供給するための覚書を結んで生産する取組に対して助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6">○　交付対象者
・　経営所得安定対策等による飼料用米の助成対象者
○　交付対象農地
・　戦略作物（飼料用米）助成対象水田（基幹作物）
○　要件等
・　別紙３に定めるとおり。
○　交付対象面積
・　別紙３に定める取組の対象面積
・　同一圃場において、対象作物が２回以上作付された場合は１回限りの交付とする。</td></tr>
<tr><td>取組の
確認方法</td><td colspan="6">○　交付対象者
・　経営所得安定対策等交付金交付申請書及び営農計画書において、飼料用米助成対象者であることで確認する。
○　交付対象農地
・　対象作物の産地交付金助成対象であることで確認する。
○　要件等
・　経営所得安定対策等交付金交付申請書及び営農計画書等により確認する。
・　複数年契約に関する覚書等により確認する。
○　交付対象面積
・　営農計画書で確認する。</td></tr>
<tr><td>成果等の
確認方法</td><td colspan="6">・　単収は取組面積に対する集出荷実績量から算出する。
・　作付面積は作付者毎の該当取組の取組面積を水田情報より集計し、確認する。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">・　助成面積については、基幹作の対象水田を１筆毎に㎡単位で合計し、その１ａ未満を切り捨てとする。
・　この支援は原則として令和９年度までの設定とする。</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※　令和７年度から新規に設定した目標については、令和５～６年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	宮崎県	整理番号	6
使途名	飼料用米・米粉用米　集積加算（基幹）		
対象作物	飼料用米、米粉用米		
単　　価	４，０００円／１０ａ		
課　　題	畜産県である本県は飼料用米の需要が高い一方で、単収が低く十分な収量が得られていない。 このため、大規模作付面積割合を増やし、管理効率向上による収量向上を図る必要がある。 また、米粉用米については、米粉の需要が高まる中、我が国の農業や米のＰＲにもつながる県内学校給食会での活用量を確実に確保できる生産量を維持するため、効率的な生産体制の確立が課題となっている。 このため、飼料用米・米粉用米ともに大規模作付し、管理効率向上による収量向上を図る必要がある。		

目　　標			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	飼料用米作付面積（ｈａ）	目標	500	975	1062	1150
		実績	887	886		
	飼料用米の単収（kg/10a）	目標	600	650	650	650
		実績	524	486		
	米粉用米作付面積（ｈａ）	目標	27.0	32.4	37.8	43.2
		実績	22.0	21.0		
	米粉用米の単収（kg/10a）	目標	500.0	500.0	500.0	500.0
		実績	387.2	340.0		

内　　容	戦略作物の生産性の向上及び低コスト化の取組支援として、加工用米・米粉用米の作付け集積に対して助成する。
具体的要件	○　交付対象者 ・　産地交付金（整理番号４）による飼料用米・米粉用米の助成対象者。 ○　交付対象農地 ・　産地交付金（整理番号４）による飼料用米・米粉用米の助成対象水田かつ集積要件を満たす農地。 ○　要件等 ・　上記交付対象者が作付けする飼料用米・米粉用米の面積が１００a以上。 ○　交付対象面積 ・　上記の交付要件を満たす飼料用米・米粉用米の作付面積。 ・　同一圃場において、対象作物が２回以上作付された場合は１回限りの交付とする。
取組の確認方法	○　交付対象者 ・　経営所得安定対策等交付金交付申請書及び営農計画書で確認する。 ○　交付対象農地 ・　産地交付金（水田活用の直接支払交付金）による飼料用米、米粉用米加算の助成対象であるかを確認した上で、集積要件については、営農計画書などで確認を行う。 ○　交付対象面積 ・　営農計画書で確認する。
成果等の確認方法	・作付面積は作付者毎の飼料用米及び米粉用米作付け面積（基幹）を水田情報より集計し確認する。 ・単収は取組面積に対する集出荷実績量で算出する。
備考	・　助成面積については、基幹作の対象水田を１筆毎に㎡単位で合計し、その１ａ未満を切り捨てとする。 ・　この支援は原則として令和９年度までの設定とする。

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※　令和７年度から新規に設定した目標については、令和５～６年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4">宮崎県</td><td>整理番号</td><td>7</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6">水田利用率向上加算（基幹）</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6">麦、大豆、飼料作物　※飼料作物の範囲は別紙４のとおり</td></tr>
<tr><td>単　　価</td><td colspan="6">１０，０００円／１０ａ</td></tr>
<tr><td>課　　題</td><td colspan="6">本県では、水田を水田として活用した水田利用が進められているが、さらに水田の収益性を高めるためには、戦略作物を組合せた二毛作により水田の利用率を向上させ、水田をフル活用することにより生産性向上を目指す必要がある。
特に、加工用米は、地元焼酎メーカーからの県内産加工用米の安定供給の要望が強く、また、生産者の所得を確保する観点からも作付拡大を推進している。新市場開拓米についても、安定した取組定着を推進する観点から作付拡大を推進している。この取組をさらに拡大するため、麦、大豆及び飼料作物を基幹作とし、加工用米や新市場開拓用米を二毛作とする作付体系を構築する必要がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">目　　標</td><td colspan="2"></td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td colspan="2">令和８年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">作付面積
（基幹：ｈａ）</td><td>目標</td><td>30,580</td><td>28,728</td><td>28,528</td><td colspan="2">28,328</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>28,928</td><td>28,730</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">水田利用率向上
（%）</td><td>目標</td><td>118</td><td>128</td><td>129</td><td colspan="2">130</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>128.4</td><td>120.3</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">水田利用率向上による生産性の向上に向けた取組に対して助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6">○　交付対象者
・　経営所得安定対策等による対象作物の助成対象者。
○　交付対象農地
・　戦略作物助成水田（基幹作物）。
○　要件等
・　加工用米及び新市場開拓米を二毛作として作付けしたほ場に基幹作として対象作物を作付けすること。
・　別紙４に定めるとおり。
○　交付対象面積
・　戦略作物として対象作物の交付対象面積。
・　同一圃場において、対象作物が２回以上作付された場合は１回限りの交付とする。</td></tr>
<tr><td>取組の
確認方法</td><td colspan="6">○　交付対象者
・　経営所得安定対策等交付金交付申請書及び営農計画書において、対象作物の戦略作物助成対象者であることで確認する。
○　交付対象農地
・　戦略作物としての助成対象であることで確認する。
○　要件等
・　経営所得安定対策等交付金交付申請書及び営農計画書等により確認する。
・　出荷契約書、販売契約書等により確認する。
○　交付対象面積
・　営農計画書で確認する。</td></tr>
<tr><td>成果等の
確認方法</td><td colspan="6">耕地及び作付面積統計、Ⅲ耕地の利用状況、２農作物作付（栽培）延べ面積及び耕地利用率、(2)田の耕地利用率及び夏期における田本地の利用状況により確認する。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">・　助成面積については、対象水田を１筆毎に㎡単位で合計し、その１ａ未満を切り捨てとする。
・　この支援は原則として令和９年度までの設定とする。</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※　令和７年度から新規に設定した目標については、令和５～６年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4">宮崎県</td><td>整理番号</td><td>8</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6">水田利用率向上加算（二毛作）</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6">麦、大豆、飼料作物　※飼料作物の範囲は別紙４のとおり</td></tr>
<tr><td>単　　価</td><td colspan="6">１０，０００円／１０ａ</td></tr>
<tr><td>課　　題</td><td colspan="6">本県では、水田を水田として活用した水田利用が進められているが、さらに水田の収益性を高めるためには、戦略作物を組合せた二毛作により水田の利用率を向上させ、水田をフル活用することにより生産性向上を目指す必要がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">目　　標</td><td colspan="2"></td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">作付面積
（二毛：ha）</td><td>目標</td><td>9,100</td><td>10,056</td><td>10,156</td><td>10,256</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>9,956</td><td>8,755</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">水田利用率向上
（%）</td><td>目標</td><td>118</td><td>128</td><td>129</td><td>130</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>128.4</td><td>120.3</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">水田利用率向上による生産性の向上に向けた取組に対して助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6">○　交付対象者
・　経営所得安定対策等による対象作物の助成対象者。
○　交付対象農地
・　主食用米作付水田又は戦略作物助成水田。
○　要件等
・　主食用米及び戦略作物を基幹作として作付したほ場に対象作物を二毛作として作付けすること。
・　別紙４に定めるとおり。
○　交付対象面積
・　主食用米作付水田又は戦略作物作付水田のうち対象作物の交付対象面積。
・　同一圃場において、対象作物が２回以上作付された場合は１回限りの交付とする。</td></tr>
<tr><td>取組の
確認方法</td><td colspan="6">○　交付対象者
・　経営所得安定対策等交付金交付申請書及び営農計画書において、対象作物の産地交付金助成対象者であることで確認する。
○　交付対象農地
・　対象作物の産地交付金助成対象であることで確認する。
○　要件等
・　経営所得安定対策等交付金交付申請書及び営農計画書等により確認する。
・　出荷契約書、販売契約書等により確認する。
○　交付対象面積
・　営農計画書で確認する。</td></tr>
<tr><td>成果等の
確認方法</td><td colspan="6">・　作付面積は作付者毎の該当取組の取組面積を水田情報より集計し確認する。
・　水田利用率は、耕地及び作付面積統計、Ⅲ耕地の利用状況、２農作物作付（栽培）延べ面積及び耕地利用率、(2)田の耕地利用率により確認する。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">・　助成面積については、対象水田を１筆毎に㎡単位で合計し、その１ａ未満を切り捨てとする。
・　この支援は原則として令和９年度までの設定とする。</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※　令和７年度から新規に設定した目標については、令和５～６年度の目標の記載は不要です。

（別紙4）

対象作物の助成要件について

◇整理番号7及び8（共通）

1　助成の要件

助成対象作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うことが必要です。

（1）　麦

農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

（2）　大豆

農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

（3）　飼料作物　（飼料作物の範囲は別表のとおり）

実需者等との利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

（注）　麦、大豆のうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」を作成してください。
直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成してください。

◇整理番号8

2　二毛作加算の対象作物の申告

（1）　戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に取り組む場合は、地域農業再生協議会に提出する営農計画書において、農業者が二毛作として生産する戦略作物、作付面積を申告することとします。

（2）　それぞれの戦略作物の耕作者が異なる場合においても、いずれか一方（戦略作物助成の対象とならない方）が二毛作加算となりますので、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。

（別表）飼料作物の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦（らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。）、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、わら専用稲、栽培ひえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば、テフグラス、飼料用かぼちゃ、麦、飼料用米、ルジグラス

（注）上記の粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限ります。上記の粗飼料作物等以外で地域農業再生協議会がその地域の特性に適合し、かつ、水田においてその生産振興を図る必要があると認められる場合（新規需要米を除きます。）は、あらかじめ県等と協議することとします。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4">宮崎県</td><td>整理番号</td><td>9</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6">わら利用の取組加算（耕畜連携・基幹・二毛作）</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6">わら専用稲、飼料用米、加工用米、米粉用米、新市場開拓用米</td></tr>
<tr><td>単　　価</td><td colspan="6">５，０００円／１０ａ</td></tr>
<tr><td>課　　題</td><td colspan="6">畜産県である当県においては、繁殖牛や乳牛などの自給粗飼料を安定的に確保する必要があり、県の粗飼料自給率は高水準であるが、より畜産経営コストを低減し、防疫上の安全性を高めるためにも、更なる粗飼料自給率向上が課題となっている。このため、飼料用米等の生産を拡大するとともに、そのわらを有効利用することにより、耕種農家・畜産農家双方の所得増加を図る必要がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　　標</td><td colspan="2"></td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組面積(ha)</td><td>目標</td><td>1,420</td><td>970</td><td>1,020</td><td>1,070</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>920</td><td>1,133</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">耕畜連携による粗飼料自給率向上に向けた取組に対して助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6">○　交付対象者
・　経営所得安定対策等による対象作物の助成対象者及びわら専用稲作付者。
○　交付対象農地
・　経営所得安定対策等実施要綱別紙１の交付対象水田（基幹作物、二毛作は問わない）。
○　要件等
・　別紙５に定める他、飼料用米作付け生産者については生産性向上のための課題に対する取組として、県設定使途の整理番号２「飼料用米生産性向上加算（基幹）」の要件を満たすこと。
○　交付対象面積
・　別紙５に定める取組の対象面積。
・　同一圃場において、対象作物が２回以上作付された場合は１回限りの交付とする。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="6">○　交付対象者
・　経営所得安定対策等交付金交付申請書及び営農計画書において、対象作物の助成対象者またはわら専用稲作付者であることで確認する。
○　交付対象農地
・　対象作物の産地交付金助成対象であることで確認する。
○　要件等
・　経営所得安定対策等交付金交付申請書及び営農計画書等により確認する。
・　出荷契約書、販売契約書等により確認する。
○　交付対象面積
・　営農計画書で確認する。</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="6">・産地交付金活用実績から当該取組面積を集計し確認する。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">・　助成面積については、対象水田を１筆毎に㎡単位で合計し、その１ａ未満を切り捨てとする。
・　この支援は原則として令和９年度までとする。</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※　令和７年度から新規に設定した目標については、令和５～６年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4">宮崎県</td><td>整理番号</td><td>10</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6">水田放牧の取組加算（耕畜連携・基幹・二毛作）</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6">飼料作物、粗飼料作物等（基幹作物・二毛作）</td></tr>
<tr><td>単　　価</td><td colspan="6">５，０００円／１０ａ</td></tr>
<tr><td>課　　題</td><td colspan="6">畜産県である当県においては、繁殖牛や乳牛などの自給粗飼料を安定的に確保する必要があり、県の粗飼料自給率は高水準であるが、より畜産経営コストを低減し、防疫上の安全性を高めるためにも、更なる粗飼料自給率向上が課題となっている。特に、飼料用米等のわら利用やＷＣＳ用稲の普及により、水田の地力が落ちており、耕畜連携の取組により、優良な堆肥を還元し地力を回復させ、さらに良好な飼料を供給する体制の構築が必要となっている。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　　標</td><td colspan="2"></td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td colspan="2">令和８年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組面積(ha)</td><td>目標</td><td>－</td><td>120</td><td>140</td><td colspan="2">160</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>－</td><td>0</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">耕畜連携による水田放牧の取組に対して助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6">○　交付対象者
・　経営所得安定対策等による対象作物の助成対象者。
○　交付対象農地
・　経営所得安定対策等実施要綱別紙１の交付対象水田（基幹作物、二毛作は問わない）。
○　要件等
・　別紙５に定めるとおり。
○　交付対象面積
・　別紙５に定める取組の対象面積
・　同一圃場において、対象作物が２回以上作付された場合は１回限りの交付とする。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="6">○　交付対象者
・　経営所得安定対策等交付金交付申請書及び営農計画書において、対象作物助成対象者であることで確認する。
○　交付対象農地
・　対象作物の産地交付金助成対象であることで確認する。
○　要件等
・　経営所得安定対策等交付金交付申請書及び営農計画書等により確認する。
・　出荷契約書、販売契約書等により確認する。
○　交付対象面積
・　営農計画書で確認する。</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="6">・　産地交付金活用実績から当該取組面積を集計し確認する。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">・　助成面積については、対象水田を１筆毎に㎡単位で合計し、その１ａ未満を切り捨てとする。
・　この支援は原則として令和９年度までの設定とする。</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※　令和７年度から新規に設定した目標については、令和５～６年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4">宮崎県</td><td>整理番号</td><td>11</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6">資源循環の取組加算（耕畜連携・基幹・二毛作）</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6">飼料作物、粗飼料作物等（基幹作物・二毛作）</td></tr>
<tr><td>単　　価</td><td colspan="6">５，０００円／１０ａ</td></tr>
<tr><td>課　　題</td><td colspan="6">畜産県である当県においては、繁殖牛や乳牛などの自給粗飼料を安定的に確保する必要があり、県の粗飼料自給率は高水準であるが、より畜産経営コストを低減し、防疫上の安全性を高めるためにも、更なる粗飼料自給率向上が課題となっている。特に、飼料用米等のわら利用やＷＣＳ用稲の普及により、水田の地力が落ちており、耕畜連携の取組により、優良な堆肥を還元し地力を回復させ、さらに良好な飼料を供給する体制の構築が必要となっている。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　　標</td><td colspan="2"></td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組面積(ha)</td><td>目標</td><td>－</td><td>2,950</td><td>3,000</td><td>3,050</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>－</td><td>2,980</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">耕畜連携による資源循環の取組に対して助成する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6">○　交付対象者
・　経営所得安定対策等による対象作物の助成対象者。
○　交付対象農地
・　経営所得安定対策等実施要綱別紙１の交付対象水田（基幹作物、二毛作は問わない）。
○　要件等
・　別紙５に定めるとおり。
○　交付対象面積
・　別紙５に定める取組の対象面積
・　同一圃場において、対象作物が２回以上作付された場合は１回限りの交付とする。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="6">○　交付対象者
・　経営所得安定対策等交付金交付申請書及び営農計画書において、対象作物助成対象者であることで確認する。
○　交付対象農地
・　対象作物の産地交付金助成対象であることで確認する。
○　要件等
・　経営所得安定対策等交付金交付申請書及び営農計画書等により確認する。
・　出荷契約書、販売契約書等により確認する。
○　交付対象面積
・　営農計画書で確認する。</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="6">・　産地交付金活用実績から当該取組面積を集計し確認する。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">・　助成面積については、対象水田を１筆毎に㎡単位で合計し、その１ａ未満を切り捨てとする。
・　この支援は原則として令和９年度までの設定とする。</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※　令和７年度から新規に設定した目標については、令和５～６年度の目標の記載は不要です。

（別紙5）

耕畜連携助成の扱い

1　交付対象となる取組

本事業の交付対象となる取組は以下のとおりとします。なお、同一の水田において複数の取組を行う場合においては、いずれか一つの取組を選択するものとします。

（1）　わら利用（わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組）

利用供給協定（利用供給協定に含まれるべき事項は別表1に定めています。）に基づき実施するわら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たしている必要があります。

①　当年産において、わら専用稲または対象作物の作付が行われる水田であること。
②　そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用されるまたは加工用・新市場開拓用・米粉用として利用される稲の作付けであること。
③　刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。

（2）　水田放牧（水田における牛の放牧の取組）

利用供給協定に基づき実施する飼料作物の作付水田における牛の放牧の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たしている必要があります。

①　当該年度における放牧の取組であること。
②　1 ha 当たりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であること。なお、成牛換算においては、育成牛2頭あたり成牛1頭とします。
③　対象牛は、おおむね24 か月齢以上の成牛又は8か月齢以上の育成牛であること。
④　地域における適正な放牧密度により放牧が実施されるものであり、かつ、1 ha 当たり延べ放牧頭数が180 頭日以上であること。

（3）　資源循環（飼料生産水田への堆肥散布の取組）

水田で生産された粗飼料作物等（粗飼料作物等の範囲は別表2に定めています。）の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を粗飼料作物等を作付けする又は作付けした同一水田に施肥する取組であって、次に掲げる事項のすべてを満たしている必要があります。

①　当該年度における堆肥の散布の取組であること。
②　散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。
③　堆肥を散布する者は、飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者とする。
④　同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。
⑤　堆肥の散布量が10a当たりで2t又は4m3以上であること。ただし、地域の公的機関が堆肥の散布量に関する基準を定めている場合にあっては、地域協議会の判断により当該基準に代えることができます。

2　利用供給協定の締結

耕畜連携の取組を行う者は、連携の相手方となる者との間に、1年間以上を締結期間とする利用供給協定（利用供給協定に含まれるべき事項は別表1に定めています。）を締結（自家利用の場合には自家利用計画を策定）することが必要です。

（別表1）利用供給協定に含まれるべき事項

各取組における利用供給協定書は、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載するものとします。

1　わら利用（わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組）
（1）　取組の内容
（2）　わらを生産する者
（3）　わらを収集する者
（4）　わらを利用する者
（5）　ほ場の場所及び面積
（6）　刈取り時期
（7）　利用供給協定締結期間
（8）　わら取引の条件（作業分担及び品代・経費の負担）
（9）　その他必要な事項

2　水田放牧（水田における牛の放牧の取組）
（1）　取組の内容
（2）　飼料作物を生産する者
（3）　牛群を管理する者
（4）　ほ場の場所及び面積
（5）　牛の入退牧の時期及び放牧頭数
（6）　利用供給協定締結期間
（7）　水田放牧の条件（作業分担及び品代・経費の負担）
（8）　その他必要な事項

3　資源循環（飼料生産水田へのたい肥散布の取組）
（1）　取組の内容
（2）　供給される飼料作物の種類
（3）　飼料作物を生産する者
（4）　堆肥を散布する者
（5）　ほ場の場所及び面積
（6）　堆肥の散布時期及び量
（7）　利用供給協定締結期間
（8）　堆肥散布の条件（作業分担及び品代・経費の負担）
（9）　その他必要な事項

（別表2）飼料作及び粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦（らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。）、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、栽培ひえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば、テフグラス、飼料用かぼちゃ、麦、飼料用米、ルジグラス

（注）上記の粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限ります。上記の粗飼料作物等以外で地域農業再生協議会がその地域の特性に適合し、かつ、水田においてその生産振興を図る必要があると認められる場合（新規需要米を除きます。）は、あらかじめ県等と協議することとします。